

3 課長から主任に降格させられた。

(相談内容)

会社で営業課長として働いていましたが、業績不振を理由に主任に降格され、その結果として給料も月5万円減額されましたが納得できません。

このような降格は許されるのでしょうか。

(回答)

会社は、人事権の行使として、従業員の役職を解き、下位の役職に就けること（降格）も可能ですが、相当な理由がなく、また、賃金が相当程度下がるなど本人の不利益も大きいという場合には、権利の濫用となり無効となる場合があります。

降格の理由は「業績不振」ということですが、業績不振についての責任の程度、勤務状況などから相当な理由がないと判断される場合や、月5万円の賃金減額が本人にとって大きな不利益であると考えられる場合には、課長から主任への降格が無効になる場合もあると考えられます。